

ブリッジ Bridge 3月号

トレンドニュース(令和5年1月分)

- ◆ **大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.29倍(前月比▲0.02P)**
「現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」
- ◆ **管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)**
 - ・新規求人数:11,418人と前年同月比5.8%増加。
新規求職申込件数:1,842人と前年同月比12.0%減少。
⇒**新規求職者が5ヶ月連続で減少した一方、新規求人は10ヶ月連続で増加しており、人材確保は厳しさを増しています。応募者確保に向けて求人条件を見直してみませんか?**

～ 割増賃金率が変わります! ～

令和5年4月1日以降、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が現行の25%以上から50%以上とする規定(労働基準法第37条第1項ただし書)が中小事業主にも適用されます。そのため、月60時間を超える時間外労働に対しては、5割増以上の割増賃金の支払が必要となります。

これに伴い、就業規則の変更・届出も必要となります。例年3月は届出が集中しますので、なるべく早期の届出をお願いします。

目次

《お知らせ情報》

- ◆ 令和5年度雇用保険料率のご案内
- ◆ 雇用調整助成金の特例措置(コロナ特例)の経過措置については、令和5年3月31日をもって終了することとなっています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金は3月31日をもって終了予定です。
- ◆ FAX利用の縮減・廃止に向けたご協力をお願い

《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョビーズ)》

- ◆ 第33回「割増賃金ってなに?」

《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和5年1月内容)

(求人求職のバランス : 原数値)

- 新規求人数 : 11,418人 (前年同月比 : +5.8 P)
- 新規求職申込件数 : 1,842人 (前年同月比 : ▲12.0 P)
- 新規求人倍率 : 6.2倍 (前年同月比 : +1.05 P)

1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比5.8%と、10か月連続で増加した。

(単位:人、%)

産 業 計	4年												5年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
産 業 計	10,789 0.6	9,877 4.6	9,539 ▲0.5	10,030 4.9	9,485 12.0	9,730 13.7	10,021 3.9	9,430 2.9	9,714 9.5	10,876 6.1	9,703 1.6	9,350 11.1	11,418 5.8
建設業	642 ▲33.3	896 ▲13.8	779 ▲10.7	564 ▲19.9	831 ▲12.9	805 ▲10.5	630 14.1	807 ▲13.1	726 ▲16.8	570 ▲20.9	799 ▲17.6	554 ▲29.1	462 ▲28.0
製造業	624 25.1	710 48.5	735 18.9	518 6.4	669 46.4	757 42.6	630 9.2	647 4.5	844 39.0	803 24.1	639 ▲4.8	777 32.1	797 27.7
情報通信業	852 37.0	791 24.0	655 6.2	742 9.1	866 42.7	708 ▲9.6	743 ▲23.6	984 10.1	777 ▲7.8	743 ▲20.8	923 1.2	623 ▲30.1	680 ▲20.2
運輸業、郵便業	1,283 29.1	346 77.4	316 22.0	1,169 21.3	366 78.5	400 26.6	1,071 13.1	264 135.7	461 61.8	1,032 ▲2.9	222 49.0	542 120.3	987 ▲23.1
卸売業、小売業	985 15.7	973 ▲5.7	861 ▲25.4	889 10.3	834 ▲9.9	1,027 22.4	864 1.6	1,000 23.6	1,101 18.5	989 ▲4.0	1,116 12.4	908 3.3	1,292 31.2
学術研究、専門・技術サービス業	635 30.7	501 ▲5.8	623 13.3	597 40.5	508 6.3	587 ▲28.9	687 24.9	547 17.9	554 ▲5.6	680 36.8	574 5.7	630 8.2	591 ▲6.9
宿泊業、飲食サービス業	1,341 ▲2.3	644 111.1	532 10.1	1,409 19.9	774 114.4	533 109.0	1,367 17.6	621 5.8	440 43.8	1,596 25.9	636 ▲11.3	435 29.5	1,707 27.3
生活関連サービス業、娯楽業	107 ▲15.7	45 ▲65.4	86 0.0	123 46.4	75 ▲21.9	120 0.8	114 208.1	137 179.6	212 292.6	170 68.3	102 85.5	134 100.0	254 137.4
教育、学業支援	101 ▲8.2	105 ▲7.9	192 32.4	101 7.4	106 51.4	182 7.1	91 78.4	112 19.1	120 ▲13.0	84 12.0	91 ▲28.9	124 ▲44.6	101 0.0
医療、福祉	1,892 ▲25.6	2,384 6.8	2,266 ▲0.1	1,830 ▲20.2	2,341 13.5	2,401 33.8	1,812 ▲11.1	2,158 ▲9.5	2,059 ▲3.7	2,081 9.1	2,361 ▲3.7	1,949 ▲7.2	2,181 15.3
サービス業(他に分類されないもの)	1,585 11.6	1,518 2.0	1,644 1.6	1,477 11.9	1,648 4.1	1,707 20.5	1,519 6.8	1,613 1.8	1,846 19.5	1,512 1.5	1,642 8.5	2,072 68.2	1,581 ▲0.3

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は4か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は前年同月比▲2.6%で減少に転じた。

(単位:件、%)

全 数	4年												5年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
新規求職申込件数	2,093 22.2	2,016 ▲2.8	2,311 6.6	2,437 3.7	1,977 33.8	1,927 17.2	1,682 ▲20.9	1,835 ▲0.4	1,835 4.2	1,868 ▲6.9	1,570 ▲9.5	1,427 ▲8.5	1,842 ▲12.0
在職者	595 54.9	617 ▲6.8	666 12.3	383 19.7	367 31.1	384 17.4	288 ▲31.6	367 ▲14.8	366 ▲2.9	386 4.0	333 ▲15.7	302 ▲15.6	407 ▲31.6
離職者	1,273 4.6	1,183 ▲6.9	1,403 ▲1.2	1,865 ▲1.8	1,427 28.2	1,375 13.8	1,267 ▲0.8	1,313 13.0	1,298 8.7	1,341 ▲3.1	1,090 ▲5.3	1,011 ▲3.7	1,303 2.4
事業主都合離職者	344 ▲14.9	308 ▲24.3	376 ▲12.8	593 ▲15.8	390 11.1	331 ▲6.0	312 ▲23.0	322 ▲1.8	318 6.4	312 ▲27.4	258 ▲15.1	304 9.4	335 ▲2.6
自己都合離職者	828 13.0	774 ▲1.4	895 1.2	1,113 3.6	929 31.2	955 21.8	879 13.9	900 20.5	885 7.3	931 9.0	754 0.1	633 ▲9.6	876 5.8
無業者	214 98.1	203 47.1	224 48.3	177 39.4	175 116.0	161 51.9	121 ▲71.1	145 ▲39.6	165 ▲10.8	132 ▲45.2	140 ▲22.7	108 ▲25.0	125 ▲41.6

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含み新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。
3. 在職者以下は、パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※男性のすべての年齢層、「24歳以下」「25～34歳」「45～54歳」の女性が減少。

(単位:件、%)

令和5年1月 年齢	男女計		男		女	
	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比
年齢計(常用)	1,835	▲ 11.9	814	▲ 20.0	1,016	▲ 4.4
24歳以下	112	▲ 15.8	45	▲ 18.2	66	▲ 15.4
25～34歳	368	▲ 8.7	160	▲ 1.2	207	▲ 13.8
35～44歳	329	▲ 8.1	129	▲ 25.0	200	7.5
45～54歳	406	▲ 16.8	154	▲ 27.0	252	▲ 8.7
55歳以上	620	▲ 11.4	326	▲ 21.8	291	2.8

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常雇(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

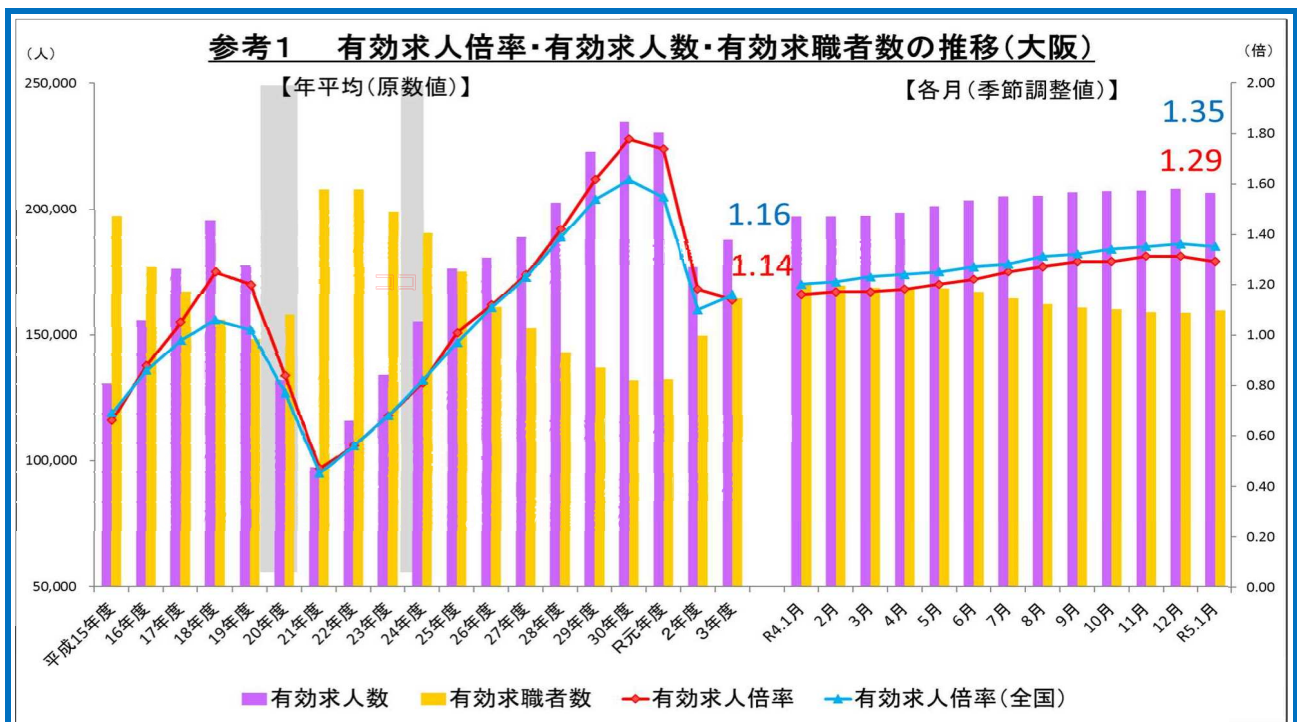
4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	4年												5年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
就職件数	325	349	538	394	399	423	390	360	394	374	355	351	298
	17.8	▲ 5.4	▲ 5.6	▲ 12.2	5.8	0.2	1.6	10.1	7.1	▲ 9.4	0.9	▲ 0.8	▲ 8.3

- (注) 1. パートタイムを含む常用。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる

2023年（令和5年）4月1日 から

50%

月 60 時間を超える残業 は 割増賃金率が上がります



～ 就業規則の変更・届出はお済みですか？ ～

現 行	1 か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	25%

令和5年度～	1 か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	50%

2023年（令和5年）4月1日以降、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を**50%以上**とする規定（労働基準法第37条第1項ただし書）が中小事業主にも適用されます。

労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は **電子申請** を利用しましょう！

届出・申請可能な主な手続

- 労働基準法に定められた届出 51種類
時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)
就業規則(変更届出)
1年単位の变形労働時間制に関する協定届 など
- 最低賃金法に定められた申請 9種類
最低賃金の減額特例許可の申請 など

① 電子署名・電子証明書は不要です！

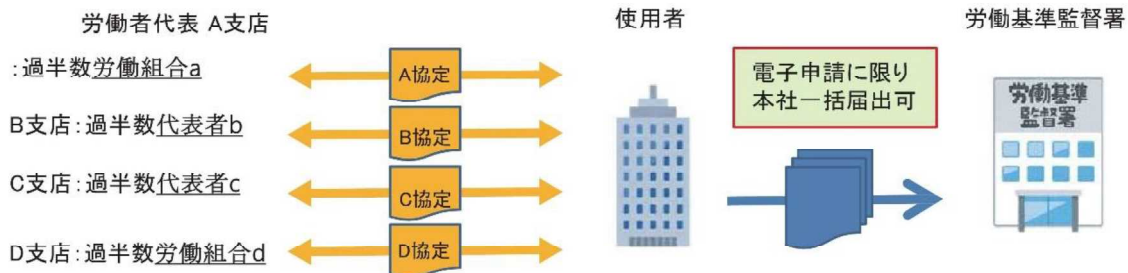
令和3年4月から、

- ① e-Gov からアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力
の2ステップで届出・申請が可能になります！



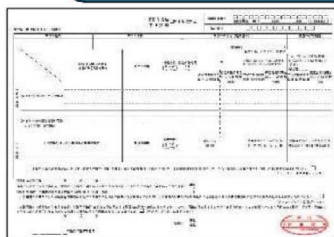
② 就業規則、36協定は本社一括届出が可能です

就業規則と36協定については、本社一括届出が可能です。
特に、36協定に関しては、これまでは全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の 本社一括届出が可能となっています。



※ 36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の变形労働時間制に関する協定届
について受付印を受け取ることができます。



労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

労基法等 電子 検索

労基署からのお知らせ～大阪中央労働基準監督署～

賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・ 加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE 1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を発揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区駒形
- 従業員数: 833名 (2022年4月現在)



CASE 2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めていた年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 長野県岡谷市
- 従業員数: 34名 (2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ
助成金

3

働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは
こちら



3 6 協定・就業規則等の届出にあたってのお願い

大阪中央労働基準監督署

1 郵送

- (1) 控えが必要な場合は【提出用+控え（コピー可）+返信封筒（切手付き）】を必ず同封してください。後日、控えを郵送いただいても受付印の押印は出来ませんのでご了承ください。
- (2) 到達の有無の確認は対応いたしかねますので、到達の有無を確認したい方はレターパック等をご活用ください。進捗状況のお問い合わせに回答することで処理の中断につながり遅延しますのでご容赦ください。
- (3) 到達した順番で受付をいたします。
3月～4月は届出が大変多くなり、処理までの順番待ちが1か月ほどかかる場合があります。お電話をいただいても順番待ちが早くなることはありません。

2 窓口

- (1) 控えが必要な場合は【提出用+控え（コピー可）】を必ず持参してください。

3 電子申請

- (1) 社労士の提出代行の場合、代行証明書（社労士証票付き）はPDF形式での添付をお願いします。
- (2) 本社一括届の場合、本社一括届出一覧（GSV形式：最新バージョンのもの）の添付をお願いします。
- (3) 労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省のホームページにマニュアル、解説、関連通達などを掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

4 その他

- (1) 届出いただいたものについては、内容等に問題がなければ当署に到着した日付で受理します。
- (2) FAXによる書類の提出は、一切受け付けておりませんのでご了承ください。

お問合せ先 大阪中央労働基準監督署

06-7669-8726

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置については、令和5年3月31日をもって終了することとなっています。

雇用調整助成金は令和4年12月以降は通常制度とし、一定の経過措置を講じてきたところですが、令和5年3月31日をもって経過措置を終了することとなっています。

令和5年4月1日以降の休業等（※）については支給要件を満たせば通常制度をご利用いただけます。主な支給要件は以下のとおりですが、検討中の案であり、厚生労働省令の改正等が必要です。決まり次第お知らせします。

（※）令和5年4月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等。以下同じ。

1. 生産指標の確認は、直近3か月と前年同期との比較となります。

直近3ヶ月の生産指標（売上高など）が前年同期と比較して10%以上低下していることが要件となります。起業して間もない事業主の休業など、比較可能な前年同期が無い場合は助成対象となりません。

2. 雇用量要件を満たす必要があります。

休業等を実施する事業所における雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者数の直近3か月の平均値が、前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないことが必要です。

3. 最後の休業等実施日から1年経過している必要があります。

コロナ特例を利用していた事業所が令和5年4月1日以降の休業等について通常制度を申請する場合、最後の休業等実施日を含む判定基礎期間末日から1年経過している必要があります。（クーリング期間要件。詳細は裏面を参照ください。） *従前（コロナ前）は、対象期間終了後1年経過が必要。

4. 計画届の提出は不要です。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月頃までの間、計画届の提出を不要とします。
*従前（コロナ前）は、休業等の実施前に計画届その他の書類の提出が必要。

5. 残業相殺は行いません。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月頃までの間、残業相殺は行いません。
*従前（コロナ前）は、判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数の差引が必要。

6. 短時間休業の要件を緩和します。

一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象とします。
*従前（コロナ前）は、助成金の対象となる労働者全員に対し、一斉に休業を実施することが必要。

上記の他にも、コロナ特例とは異なる要件があります。対象労働者の被保険者期間など、詳細については雇用調整助成金の通常版ガイドブックをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

> 裏面に続く

LL050228企01

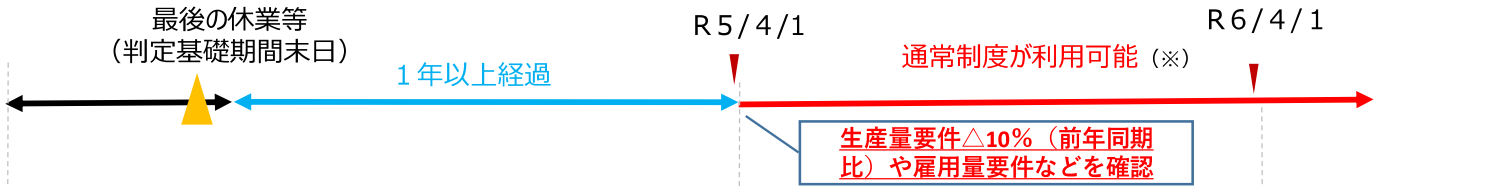
コロナ特例を利用していた場合の 4月以降のクーリング制度の取り扱いについて

以下は検討中の案であり、厚生労働省令の改正等が必要です。決まり次第お知らせします。

(令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達している場合)

- 令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日（判定基礎期間末日。雇用調整助成金の受給があるもの）がある場合、支給要件を満たせば令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。（図①）
- 令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。（図②）
- 令和5年3月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。（図③）

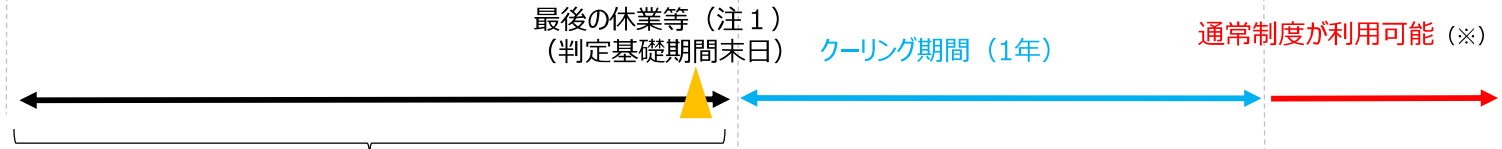
①：令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日がある場合



②：令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合



③：令和5年3月に休業等を実施している場合



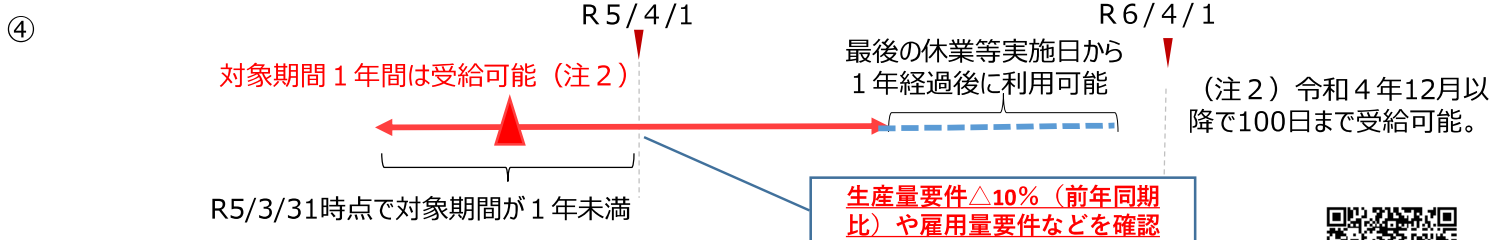
(①②③共通) R5/3/31時点で対象期間が1年以上（最初の休業等がR4/3/31以前）

(※) 対象期間は1年間。

(注1) 対象期間の末日 (R5/3/31) が判定基礎期間中にある場合は、R5/3/31が判定基礎期間の末日となります。

(令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達していない場合)

- 支給要件を満たせば、対象期間が1年に達するまでの間、令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。（図④）



※申請様式やマニュアルはこちらに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html



不正受給への対応を厳格化しています

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

連絡先



不正受給の対応を
厳格化しています

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金は 3月31日をもって終了予定です

小学校休業等対応助成金は、令和5年3月31日までの休暇取得分をもって制度を終了する予定です。最終の申請期限は以下の通りです。

※4月以降は両立支援等助成金（育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例）を設ける予定です。詳細は決まり次第、厚生労働省HPにてご案内します。

【助成対象】令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、**臨時休業など**をした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子ども**など、小学校などを休む必要がある子ども

*詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけようお願いします。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額**※1×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額あり）

休暇取得期間	日額上限額	申請期限※2
令和4年12月1日 ～令和5年3月31日	8,355円	令和5年5月31日（水） 必着

※2 令和3年8月1日～令和4年11月30日までの休暇に係る申請受付は原則として終了しています。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和5年6月30日まで）です。

- Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。なお、**窓口は、令和5年6月30日をもって終了する予定です。**

⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」



事業主の皆さまへ

- ① **支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにてご確認ください。**

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

*事業所単位ではなく**法人ごと**の申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② **申請書の提出方法**

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）

※令和4年11月から、東京労働局の郵送先を変更しています。東京都内に本社が所在する事業主の皆様はご注意ください。

詳細は東京労働局HP トップ>「**小学校休業等対応助成金の申請書の提出方法について**」をご確認下さい。



お問い合わせはコールセンターまで

『**小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター**』（令和4年7月から電話番号が変わりました）
（フリーダイヤル）**0120-876-187** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。
※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。
※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

F A X利用の縮減・廃止に向けたご協力のお願い

～届出・申請などは「電子申請」をご活用ください～

大阪労働局、労働基準監督署およびハローワークでは、デジタル化・オンライン化による業務効率化を推進するため、F A X利用の縮減・廃止に向けて、これまでF A Xで取り扱ってきた各種手続について、電子メールなど他の手段に順次切り替えを行います。

各種手続に関する取扱いについては、大阪労働局、労働基準監督署およびハローワークの担当部署までお問合せください。

なお、以下の手続については、電子申請による届出・申請が可能となっていますので、積極的な活用をお願いします。

【電子申請による届出・申請などが可能な主な手続】

- ・労働保険年度更新申告書及び労働保険関係書類
- ・労働保険料等納付の猶予申請（年度更新手続と併せて行うことができます。）
- ・次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画策定の届出、認定申請
- ・有期雇用特別措置法に基づく継続雇用の高齢者（第二種）に関する計画認定の申請
- ・労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出 など
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出 など
- ・ハローワークへの求人申し込み
- ・労働者派遣事業・職業紹介事業の各種申請、届出、事業報告 など

上記の他にも、電子申請による届出・申請などが可能な手続があります。詳しくは、下記URLをご参照ください。

■電子申請（申請・届出等の手続案内）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinsei/

■労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

■雇用保険関係手続き電子申請のご案内（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745157.pdf>

■求人申し込みについて（ハローワークインターネットサービス）

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent_possible.html

■労働保険関係手続きの電子申請について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei.html



★教えて Jobees (ジョビーズ)

割増賃金ってなに？

時間外労働、深夜労働、休日労働を行った時に一定割合増額して支払われる賃金のことです。割増賃金率は時間外労働（60時間以下）が**25%**、深夜労働が**25%**、休日労働が**35%**となっています。

また、時間外労働については令和5年4月1日から中小企業の月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が**50%**に引き上げられます。

	【令和5年3月31日まで】		【令和5年4月1日から】	
	60h以下	60h超	60h以下	60h超
大企業	25%	50%	25%	50%
中小企業	25%	25%	25%	50%

☆深夜労働かつ時間外労働（月60時間以下）の場合

月60時間を超えない時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率25%=50%**となります。

☆深夜労働かつ時間外労働（月60時間以上）の場合

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

☆休日労働と時間外労働時間の関係

月60時間の時間外労働時間の賃金の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、法定休日以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（法定休日労働の割増賃金率は、35%です。）

詳しくは以下のURL または二次元コードから検索ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roukikaitei/index.html



個別の事案についてのご質問は、所轄の労働基準監督署または都道府県労働局にお問い合わせください。

フルタイムの賃金情報

2023年 1月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	16,560	7,296	2.27	236	220	296
管理的職業	223	41	5.44	275	259	318
専門的・技術的職業	5,076	1,123	4.52	261	249	381
開発技術者	277	41	6.76	300	237	401
製造技術者	152	73	2.08	280	245	354
建築・土木・測量技術者	988	50	19.76	293	292	508
情報処理・通信技術者	1,790	237	7.55	275	247	411
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	104	14	7.43	400	269	420
保健師、助産師、看護師	393	112	3.51	277	256	306
医療技術者	180	32	5.63	263	247	321
その他の保健医療の職業	127	47	2.70	236	200	268
社会福祉の専門的職業	695	130	5.35	214	220	251
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	118	217	0.54	248	219	319
事務的職業	2,269	2,163	1.05	214	204	258
一般事務の職業	1,347	1,751	0.77	210	196	245
会計事務の職業	334	172	1.94	224	228	298
営業・販売関連事務の職業	378	141	2.68	225	210	269
販売の職業	2,569	528	4.87	276	215	279
商品販売の職業	911	155	5.88	220	192	273
販売類似の職業	39	16	2.44	390	243	362
営業の職業	1,619	357	4.54	289	225	281
サービスの職業	2,663	498	5.35	231	206	263
介護サービスの職業	1,050	147	7.14	217	217	248
保健医療サービスの職業	130	18	7.22	230	182	214
生活衛生サービスの職業	116	60	1.93	234	207	270
飲食物調理の職業	537	121	4.44	267	207	289
接客・給仕の職業	552	93	5.94	231	201	290
居住施設・ビル等の管理の職業	121	29	4.17	182	180	192
保安の職業	500	26	19.23	172	187	204
生産工程の職業	936	313	2.99	229	205	277
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	203	53	3.83	233	203	276
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	305	99	3.08	215	200	257
輸送・機械運転の職業	1,023	143	7.15	266	220	274
自動車運転の職業	787	98	8.03	274	230	284
建設・採掘の職業	461	44	10.48	266	225	352
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	140	23	6.09	240	229	376
電気工事の職業	122	14	8.71	275	219	318
運搬・清掃等の職業	821	607	1.35	208	197	212
運搬の職業	558	122	4.57	236	202	214
清掃の職業	183	87	2.10	188	181	192
IT関連職業合計	2,172	530	4.10	258	245	400
福祉関連職業合計	2,020	359	5.63	240	229	265
(うち介護関係)	1,500	220	6.82	217	221	253

2023年1月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	118,932	93,378	1.27	234	221	293
管理的職業	881	528	1.67	370	270	335
専門的・技術的職業	31,712	14,853	2.14	254	240	342
開発技術者	1,354	565	2.40	275	232	387
製造技術者	1,080	1,182	0.91	250	228	351
建築・土木・測量技術者	4,139	726	5.70	307	273	447
情報処理・通信技術者	7,579	2,682	2.83	261	246	431
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	493	187	2.64	366	304	398
保健師、助産師、看護師	4,493	1,615	2.78	271	256	308
医療技術者	1,682	603	2.79	258	240	300
社会福祉の専門的職業	6,401	1,735	3.69	215	221	259
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	394	2,465	0.16	245	215	332
事務的職業	11,366	25,713	0.44	214	201	252
一般事務の職業	6,910	20,739	0.33	211	195	239
会計事務の職業	1,248	2,107	0.59	222	215	288
営業・販売関連事務の職業	1,736	1,701	1.02	227	205	261
販売の職業	12,772	6,429	1.99	254	221	296
商品販売の職業	5,084	2,446	2.08	211	205	269
営業の職業	7,208	3,874	1.86	277	228	307
サービスの職業	23,857	7,519	3.17	222	215	260
介護サービスの職業	9,262	2,748	3.37	214	215	249
保健医療サービスの職業	1,196	343	3.49	200	184	215
生活衛生サービスの職業	3,624	849	4.27	216	220	282
飲食物調理の職業	5,531	1,480	3.74	241	220	283
接客・給仕の職業	2,999	1,110	2.70	231	218	262
居住施設・ビル等の管理の職業	452	428	1.06	192	189	203
保安の職業	3,779	486	7.78	187	185	209
生産工程の職業	9,665	4,543	2.13	235	206	291
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	2,970	982	3.02	252	208	299
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,268	1,303	1.74	217	201	263
機械組立の職業	976	539	1.81	220	200	285
機械整備・修理の職業	1,693	393	4.31	251	213	308
生産関連・生産類似の職業	935	960	0.97	239	213	332
輸送・機械運転の職業	9,539	3,010	3.17	257	231	292
自動車運転の職業	7,262	2,096	3.46	263	237	300
建設・採掘の職業	8,917	967	9.22	270	235	361
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,127	387	5.50	285	228	362
電気工事の職業	1,482	298	4.97	259	235	357
運搬・清掃等の職業	6,224	8,934	0.70	209	204	246
運搬の職業	3,600	2,369	1.52	228	208	249
清掃の職業	1,131	1,159	0.98	191	198	231
IT関連職業合計	9,832	6,071	1.62	254	240	409
福祉関連職業合計	18,991	5,720	3.32	236	229	270
(うち介護関係)	13,227	3,679	3.60	216	219	255

パートタイムの賃金情報

2023年 1月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	9,825	3,976	2.47	1,144	1,118	1,209
専門的・技術的職業	1,182	393	3.01	1,547	1,419	1,627
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	31	19	1.63	2,000	2,081	2,760
保健師、助産師、看護師	450	93	4.84	1,761	1,658	1,885
社会福祉の専門的職業	330	71	4.65	1,071	1,193	1,325
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	55	43	1.28	1,533	1,223	1,373
その他の専門的職業	141	58	2.43	1,283	1,385	1,672
事務的職業	1,106	936	1.18	1,093	1,100	1,196
一般事務の職業	774	808	0.96	1,078	1,096	1,181
会計事務の職業	143	42	3.40	1,307	1,174	1,377
営業・販売関連事務の職業	96	28	3.43	1,155	1,109	1,203
販売の職業	673	139	4.84	1,055	1,048	1,113
商品販売の職業	605	121	5.00	1,045	1,009	1,065
営業の職業	45	17	2.65	1,200	1,437	1,529
サービスの職業	3,678	387	9.50	1,096	1,080	1,173
介護サービスの職業	1,279	111	11.52	1,158	1,197	1,363
保健医療サービスの職業	66	13	5.08	—	1,126	1,148
生活衛生サービスの職業	39	25	1.56	1,062	1,116	1,512
飲食物調理の職業	1,112	94	11.83	1,051	1,033	1,100
接客・給仕の職業	726	65	11.17	1,037	1,028	1,124
居住施設・ビル等の管理の職業	344	42	8.19	1,012	1,038	1,046
保安の職業	442	15	29.47	1,023	1,095	1,152
生産工程の職業	234	64	3.66	1,137	1,062	1,208
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	16	6	2.67	1,023	1,083	1,275
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	158	34	4.65	1,122	1,053	1,179
輸送・機械運転の職業	207	36	5.75	1,205	1,101	1,139
自動車運転の職業	190	32	5.94	1,333	1,124	1,162
建設・採掘の職業	18	8	2.25	1,533	—	—
運搬・清掃・包装等の職業	2,271	789	2.88	1,030	1,061	1,088
運搬の職業	192	34	5.65	1,050	1,139	1,253
清掃の職業	1,704	204	8.35	1,018	1,054	1,065
その他の運搬・清掃・包装等の職業	308	538	0.57	1,043	1,049	1,089
IT関連職業合計	106	98	1.08	1,718	1,111	1,212
福祉関連職業合計	2,001	248	8.07	1,462	1,310	1,485
(うち介護関係)	1,504	141	10.67	1,156	1,199	1,357

注)

- 1 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 2 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。
- 3 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 4 「—」は該当なし。
- 5 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず。)
- 6 「求職者希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 7 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち看護師、理学療法士・作業療法士等を除いた社会福祉専門の職業、ホームヘルパー、家事の介助等。
- 8 求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。

2023年 1月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	71,135	56,875	1.25	1,121	1,151	1,265
専門的・技術的職業	10,853	5,204	2.09	1,441	1,442	1,640
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	276	238	1.16	2,114	2,271	2,716
保健師、助産師、看護師	3,114	1,305	2.39	1,613	1,689	1,905
医療技術者	961	294	3.27	1,607	1,716	2,014
その他の保健医療の職業	519	262	1.98	1,255	1,273	1,482
社会福祉の専門的職業	4,481	1,112	4.03	1,125	1,210	1,331
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	289	479	0.60	1,194	1,151	1,326
事務的職業	7,236	11,849	0.61	1,095	1,102	1,215
一般事務の職業	5,310	10,217	0.52	1,084	1,101	1,206
会計事務の職業	445	618	0.72	1,148	1,152	1,373
生産関連事務の職業	465	203	2.29	1,167	1,044	1,103
営業・販売関連事務の職業	450	328	1.37	1,280	1,090	1,215
販売の職業	3,423	2,461	1.39	1,069	1,050	1,140
商品販売の職業	3,186	2,181	1.46	1,050	1,034	1,108
営業の職業	162	243	0.67	1,190	1,317	1,554
サービスの職業	28,749	6,200	4.64	1,088	1,111	1,231
介護サービスの職業	10,651	1,929	5.52	1,116	1,198	1,383
保健医療サービスの職業	880	253	3.48	1,120	1,091	1,188
生活衛生サービスの職業	1,117	409	2.73	1,105	1,089	1,332
飲食物調理の職業	10,737	1,657	6.48	1,053	1,044	1,111
接客・給仕の職業	2,879	865	3.33	1,084	1,049	1,162
居住施設・ビル等の管理の職業	982	543	1.81	1,042	1,041	1,050
その他のサービスの職業	1,290	507	2.54	1,129	1,053	1,139
保安の職業	2,832	360	7.87	1,030	1,087	1,174
生産工程の職業	2,502	1,163	2.15	1,090	1,070	1,173
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	265	161	1.65	1,074	1,118	1,295
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	1,482	541	2.74	1,062	1,032	1,106
輸送・機械運転の職業	2,154	893	2.41	1,085	1,103	1,178
自動車運転の職業	1,889	724	2.61	1,089	1,097	1,172
建設・採掘の職業	238	151	1.58	1,276	1,302	1,790
運搬・清掃等の職業	12,971	12,921	1.00	1,035	1,054	1,091
運搬の職業	1,620	785	2.06	1,059	1,110	1,192
清掃の職業	7,769	2,828	2.75	1,026	1,044	1,068
包装の職業	488	179	2.73	1,057	1,051	1,092
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,094	9,129	0.34	1,035	1,056	1,111
IT関連職業合計	622	1,137	0.55	1,258	1,168	1,398
福祉関連職業合計	16,781	3,905	4.30	1,326	1,333	1,521
(うち介護関係)	12,914	2,432	5.31	1,122	1,206	1,381

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2023年1月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	4	1	18	2	TOEIC(600点～)	224	25	57	14
第三種電気主任技術者	64	2	230	15	日本語検定1級	200	25	9	1
1級電気工事施工管理技士	44	8	64	12	日本語検定3級	71	6	6	0
2級電気工事施工管理技士	20	1	76	25	日商簿記1級	122	7	18	4
一級建築士	100	8	477	73	日商簿記2級	1,720	158	291	45
二級建築士	155	13	355	50	日商簿記3級	1,924	173	387	63
1級建築施工管理技士	57	3	480	60	簿記能力検定(全経2級)	85	10	8	1
2級建築施工管理技士	49	3	333	71	運行管理者(貨物)	190	7	46	2
1級土木施工管理技士	103	3	562	195	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	58	6	13	4
2級土木施工管理技士	75	3	595	179	医療事務資格	305	18	78	4
1級造園施工管理技士	11	2	24	1	登録販売者(一般医薬品)	244	8	95	0
薬剤師	249	20	491	93	理容師	46	2	717	7
保健師	144	14	220	31	美容師	579	53	1,403	56
助産師	64	6	103	0	ネイリスト技能検定試験2級	47	3	16	0
看護師	1,543	129	5,124	518	ネイリスト技能検定試験3級	55	3	25	0
准看護師	400	15	2,837	326	調理師	1,195	90	2,729	212
臨床検査技師	82	3	149	12	警備員検定試験(1級)	1	0	3	0
理学療法士	109	9	713	62	警備員検定試験(2級)	5	0	6	3
作業療法士	57	6	609	36	大型自動車免許	1,116	54	1,312	62
歯科技工士	61	4	39	8	大型自動車第二種免許	386	14	408	12
歯科衛生士	247	26	493	60	普通自動車免許	32,125	1,950	4,074	435
診療放射線技師	47	1	72	11	普通自動車第二種免許	496	38	2,686	411
言語聴覚士	22	3	265	20	大型特殊自動車免許	211	14	37	2
管理栄養士	275	23	695	52	自動二輪車免許	1,001	48	214	11
栄養士	760	55	2,287	151	原動機付自転車免許	351	11	828	215
あん摩マッサージ指圧師	26	3	258	32	牽引免許	315	19	341	0
はり師	82	11	283	38	フォークリフト運転技能者	3,198	137	2,721	431
きゅう師	72	10	204	18	中型自動車免許	389	21	2,115	214
柔道整復師	96	12	326	39	中型自動車第二種免許	45	2	176	2
臨床心理士	18	0	147	36	8トン限定中型自動車免許	462	18	1,095	60
社会福祉士	251	12	1,173	131	危険物取扱者(乙種)	850	42	378	65
介護福祉士	1,679	101	6,936	775	危険物取扱者(丙種)	94	11	27	5
保育士	1,419	91	4,093	274	溶接技能者	29	1	31	0
ホームヘルパー1級	49	3	421	96	ガス溶接技能者	349	13	135	3
ホームヘルパー2級	1,451	86	5,209	431	アーク溶接技能者(基本級)	186	9	77	8
精神保健福祉士	81	9	584	53	二級自動車整備士	108	8	184	10
介護支援専門員(ケアマネージャー)	406	23	1,278	99	三級自動車整備士	65	4	187	7
介護職員基礎研修修了者	47	4	251	51	自動車検査員	29	2	63	3
福祉用具専門相談員	92	7	65	8	2級ボイラー技士	168	10	71	28
介護職員初任者研修修了者	912	49	8,718	887	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	111	3	75	18
介護職員実務者研修修了者	371	23	3,595	431	移動式クレーン運転士	189	9	112	0
税理士	14	0	31	6	小型移動式クレーン運転技能者	233	14	105	7
社会保険労務士	117	16	73	26	車両系建設機械(基礎工専用)運転技能者	37	1	62	2
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,098	62	1,471	51	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	136	5	137	6
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	280	16	614	31	玉掛技能者	1,136	47	794	51
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	548	42	130	13	第一種電気工事士	145	7	310	26
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	743	66	523	91	第二種電気工事士	612	34	923	144
管理業務主任者	63	4	25	9	足場の組立て等作業主任者	55	2	140	0
実用英語技能検定2級	667	59	34	7	1級管工事施工管理技士	36	2	91	16
TOEIC(730点～)	461	54	20	1	2級管工事施工管理技士	28	4	91	14